

ITセキュリティ認証機関の組織及び業務運営に関する規程 (CCM-01) 新旧対照表

現 行	改 正 後
    ITセキュリティ認証機関の組織及び 業務運営に関する規程  令和 2 年 10 月    独立行政法人情報処理推進機構  CCM-01	    ITセキュリティ認証機関の組織及び 業務運営に関する規程  令和 <u>5</u> 年 <u>12</u> 月    独立行政法人情報処理推進機構  CCM-01

ITセキュリティ認証機関の組織及び業務運営に関する規程 (CCM-01) 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ITセキュリティ認証機関の組織及び業務運営に関する規程</p> <p>制定 平成19年5月7日 2007情総第13号 最終改正 令和2年9月28日 2020情総第1094号 一部改正</p> <p>1. 総則 (略)</p> <p>2. 認証機関 (略)</p> <p>3. 認証機関の要員 (略)</p> <p>4. 認証業務</p> <p>4.1 認証</p> <p>4.1.1 認証の申請受付(略)</p> <p>4.1.2 <u>保証継続</u>の申請受付 認証機関は、<u>認証要求事項</u>に基づき、申請者からの<u>保証継続</u>の申請を受け付ける。<u>保証継続</u>の申請受付に関し必要な事項については、<u>認証業務取扱手順</u>に定める。</p> <p>4.1.3 所見報告書への対応 認証機関は、<u>評価機関</u>からCC/CEMの解釈に係る問い合わせで<u>所見報告書</u>が提出されたときには、問い合わせの内容に基づき適切な対応をとる。<u>所見報告書</u>への対応に関し必要な事項については、<u>認証業務取扱手順</u>に定める。</p> <p>4.1.4 認証 認証機関は、<u>評価機関</u>から提出される<u>評価報告書</u>について認証を行う。認証機関は、<u>認証</u>の結果、TOE又はPPの評価が本制度の定めに従って実施されたこと、及び当該評価結果が申請者の選択する<u>保証パッケージ</u>に適合していることが検証された場合、申請者に対して<u>認証書</u>を授与する。<u>認証</u>に関し必要な事項については、<u>認証業務取扱手順</u>に定める。</p> <p>4.1.5 <u>保証継続</u> 認証機関は、申請者が提出する<u>影響分析報告書</u>及び開発環境の変更がある場合は評価機関から提出される評価報告書を検査する。認証機関は、検査の結果、TOEの変更箇所が、セキュリティに影響を及ぼさないことが確認できた場合、申請者に対して<u>保証継続</u>手順に基づき<u>保証</u></p>	<p>ITセキュリティ認証機関の組織及び業務運営に関する規程</p> <p>制定 平成19年5月7日 2007情総第13号 最終改正 令和5年12月4日 2023情総企第457号 一部改正</p> <p>1. 総則 (略)</p> <p>2. 認証機関 (略)</p> <p>3. 認証機関の要員 (略)</p> <p>4. 認証業務</p> <p>4.1 認証</p> <p>4.1.1 認証の申請受付(略)</p> <p>4.1.2 <u>認証維持</u>の申請受付 認証機関は、<u>認証要求事項</u>に基づき、申請者からの<u>認証維持</u>の申請を受け付ける。<u>認証維持</u>の申請受付に関し必要な事項については、<u>認証業務取扱手順</u>に定める。</p> <p>4.1.3 <u>再評価</u>の申請受付 <u>認証機関</u>は、<u>認証要求事項</u>に基づき、申請者からの<u>再評価</u>の申請を受け付ける。<u>再評価</u>の申請受付に関し必要な事項については、<u>認証業務取扱手順</u>に定める。</p> <p>4.1.4 所見報告書への対応 認証機関は、<u>評価機関</u>からCC/CEMの解釈に係る問い合わせで<u>所見報告書</u>が提出されたときには、問い合わせの内容に基づき適切な対応をとる。<u>所見報告書</u>への対応に関し必要な事項については、<u>認証業務取扱手順</u>に定める。</p> <p>4.1.5 認証 認証機関は、<u>評価機関</u>から提出される<u>評価報告書</u>について認証を行う。認証機関は、<u>認証</u>の結果、TOE又はPPの評価が本制度の定めに従って実施されたこと、及び当該評価結果が申請者の選択する<u>保証パッケージ</u>に適合していることが検証された場合、申請者に対して<u>認証書</u>を授与する。<u>認証</u>に関し必要な事項については、<u>認証業務取扱手順</u>に定める。</p> <p>4.1.6 <u>認証維持</u> 認証機関は、申請者が提出する<u>影響分析報告書</u>及び開発環境の変更がある場合は評価機関から提出される評価報告書を検査する。認証機関は、検査の結果、TOEの変更箇所が、セキュリティに影響を及ぼさないことが確認できた場合、申請者に対して<u>認証維持</u>手順に基づき<u>認証</u></p>

ITセキュリティ認証機関の組織及び業務運営に関する規程（CCM-01）新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><b>継続</b>を適用する。<b>保証継続</b>に関し必要な事項については、<b>認証業務取扱手順</b>に定める。</p> <p>4.2 認証の承継(略)</p> <p>4.3 認証の範囲の縮小及び拡大(略)</p> <p>4.4 認証の一時停止又は取消し(略)</p> <p>4.5 要求事項の変更(略)</p> <p>5. ST確認業務(略)</p> <p>6. 認証及びST確認の共通業務(略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p><b>維持</b>を適用する。<b>認証維持</b>に関し必要な事項については、認証業務取扱手順に定める。</p> <p><u>4.1.7 再評価</u></p> <p><u>認証機関は、評価機関から提出される評価報告書に基づいて再評価を行う。認証機関は、再評価の結果、TOEの評価が本制度の定めに従って実施されたことが確認できた上で、当該評価結果が申請者によって初回認証時に選択された保証レベルにあるか否か、及び申請者の選択が再評価報告書の公開か否かに応じて、認証書の有効性を更新する。再評価に関し必要な事項については、<b>認証業務取扱手順</b>に定める。</u></p> <p>4.2 認証の承継(略)</p> <p>4.3 認証の範囲の縮小及び拡大(略)</p> <p>4.4 認証の一時停止又は取消し(略)</p> <p>4.5 要求事項の変更(略)</p> <p>5. ST確認業務(略)</p> <p>6. 認証及びST確認の共通業務(略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則 (令和5年12月4日 2023情総企第457号・一部改正)</u> <u>この規程は、令和5年12月15日から施行する。</u></p>